

第62期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

株式会社 **イエローハット**

「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yellowhat.jp/corp/ir/>)に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。
なお、「上記の事項」は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類または連結計算書類の一部であります。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 37社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社イエローハット・ファイナンス
株式会社愛知イエローハット
株式会社ジョイフル
株式会社広島イエローハット
株式会社2りんかんイエローハット

② 主要な非連結子会社の名称等

- ・主要な非連結子会社の名称 株式会社オカヤマイエローハット
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響は軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

- ・持分法を適用した関連会社の数 2社
- ・主要な会社等の名称 株式会社ホットマン
上海安吉黄帽子汽車用品有限公司

② 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該持分法適用会社の事業年度に係る計算書類を基礎として持分法を適用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、台湾黄帽汽車百貨股份有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

- イ 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のあるもの

当連結会計年度末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のないもの

移動平均法による原価法によっております。

- ロ たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び連結子会社は、卸売部門については主として総平均法による原価法（貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、小売部門については主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算出しております。

② 固定資産の減価償却の方法

- イ 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

- ロ 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。2008年3月31日以前に契約をした所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ のれんの償却に関する事項

のれんについては、その効果が及ぶ期間で均等償却を行っております。ただし、金額が僅少の場合には、発生連結会計年度に全額償却しております。

④ 引当金の計上基準

- イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

- ハ ポイント引当金

カー用品・二輪用品等販売を行う連結子会社は、顧客のポイントカード使用による将来の負担に備えて、当連結会計年度末の未使用残高に基づく負担見込額を計上しております。

⑤ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の期末決算日の直物為替相場により、資本金は発生時の為替相場により、また、当期純利益は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の為替換算調整勘定に含めております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ 消費税等の会計処理

税抜方式で行っております。

ロ 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

ハ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

(A) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(B) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑦ 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更
(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、従来、一部の有形固定資産の減価償却方法について、定率法を採用しておりましたが、第1四半期連結会計期間より、全ての有形固定資産の減価償却方法について定額法へ変更しております。

この変更は店舗設備の標準化が完了し、資産の有効活用ができる環境が整ったことを契機に店舗設備等の資産の利用状況を調査した結果、工具器具備品等における急激な劣化はみられず、かつ、長期安定的な利用が見込まれるようになったため使用期間にわたり費用を均等に配分する方法を採用することが会社の経済的実態をより適切に反映する合理的な方法であると判断したことによるものです。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ385百万円増加しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳

商品及び製品	26,177百万円
原材料及び貯蔵品	320百万円
計	<u>26,497百万円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 28,118百万円

(3) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価を行った年月日 2002年3月31日

② 再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に合理的な調整を行う方式で、また、一部路線価のない土地につきましては、同第3号に定める固定資産税評価額の倍率方式に基づき算出しております。

③ 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△916百万円

④ 上記③のうち賃貸不動産に該当するもの
△633百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失の主な内容

当連結会計年度において計上した、減損損失の内訳は次のとおりであります。

場所	用途	種類及び金額 (百万円)	
店舗物件50件 北区黒川店 (愛知県名古屋市)	カー用品・ 二輪用品等販売店舗	建物及び構築物	436
西脇和田店 (兵庫県西脇市)		その他	109
他48件		土地	28
		機械装置及び運搬具	6
(減損の認識に至った経緯) これらの物件は、営業損失であったため、将来キャッシュ・フロー見積額が下落し減損の認識に至りました。			

場所	用途	種類及び金額 (百万円)	
賃貸物件1件 (鳥取県東伯郡)	賃貸不動産	建物及び構築物	19
		その他	3
		機械装置及び運搬具	0
(減損の認識に至った経緯) この物件は、収益性の低下により、将来キャッシュ・フロー見積額が下落し減損の認識に至りました。			

種類別の減損額の合計は次のとおりであります。

種類	合計 (百万円)
建物及び構築物	456
その他	113
土地	28
機械装置及び運搬具	6
合計	604

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(資産のグルーピングの方法)

当企業集団においては、原則として事業所ごとに資産をグルーピングしております。店舗及び賃貸不動産については個別物件単位で、支店（地域卸売部門）については管理会計上の区分で、のれんについては会社単位で、物流センターについては全社共有資産に、フォーラムについてはキャッシュ・フローを生みませんので遊休資産に、それぞれ資産をグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法)

回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しております。土地については不動産鑑定士の算定価額を、建物については合理的に算定された価額を、それぞれ回収可能価額としております。使用価値の算定にあたっては、将来キャッシュ・フローを4.52%で割り引いて計算しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	24,961千株	24,961千株	一千株	49,923千株

(注) 2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、発行済株式の総数が24,961千株増加しております。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	1,906千株	1,906千株	5千株	3,808千株

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 自己株式の数の増加は、株式分割及び単元未満株式の買取りによる増加分であります。
3. 自己株式の数の減少は、新株予約権の権利行使による自己株式の処分によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

イ 2019年5月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 830百万円
- ・1株当たり配当金額 36円
- ・基準日 2019年3月31日
- ・効力発生日 2019年6月3日

ロ 2019年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 922百万円
- ・1株当たり配当金額 20円
- ・基準日 2019年9月30日
- ・効力発生日 2019年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2020年5月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,199百万円
- ・1株当たり配当金額 26円
- ・基準日 2020年3月31日
- ・効力発生日 2019年6月1日

(注) 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割は2019年4月1日を効力発生日としておりますので、2019年3月31日を基準日とする配当につきましては、1株当たり配当額は当該株式分割前の株式数を基準としております。

(4) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

・第1回新株予約権（2013年5月10日取締役会決議分）	普通株式	21,000株
・第2回新株予約権（2014年5月9日取締役会決議分）	普通株式	25,800株
・第3回新株予約権（2015年5月8日取締役会決議分）	普通株式	24,800株
・第4回新株予約権（2016年5月10日取締役会決議分）	普通株式	29,400株
・第5回新株予約権（2017年5月9日取締役会決議分）	普通株式	25,600株
・第6回新株予約権（2018年5月9日取締役会決議分）	普通株式	21,000株
・第7回新株予約権（2019年5月9日取締役会決議分）	普通株式	25,700株

(注) 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

これにより新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する注記

① 金融商品に対する取組方針

当企業集団は、運転資金並びに設備投資計画に基づく必要な資金については、基本的に手許資金にて充当しております。一時的な余資は、手許流動性を確保するため現金及び預金で保有しております。手許資金において不足が生じる場合については、銀行借入により調達する方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、販売先の信用リスクに晒されております。当該債権は、主としてグループ企業に対するカー用品・二輪用品の卸売販売により発生するものであり、リスクの管理に関しては、当社の販売管理規程に定める与信管理取扱要領に従い取扱いを行うとともに、専門部門において年度・月毎の決算書及び財務関係資料を入手することにより信用状況を把握し運用を行う体制をとっております。

未収入金は、相手先の信用リスクに晒されておりますが、主として仕入先からのリペートの未回収部分であり、約定に基づき短期間のうちに回収されるものであります。専門部門において遅滞ない回収を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握した時価を取締役に報告しております。

敷金は、不動産の賃貸借期間終了時における賃貸人の信用リスクに晒されております。専門部門において賃貸人の状況をきめ細かく把握し回収に疎漏のない体制をとっております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年内の支払期日です。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資にかかる資金調達であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	8,199	8,199	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,518	8,518	—
(3) 未収入金	4,313	4,313	—
(4) 投資有価証券	2,240	2,240	—
(5) 敷金 (1年内回収予定を含む)	10,605	10,588	△17
資産計	33,877	33,860	△17
(1) 支払手形及び買掛金	9,375	9,375	—
(2) 未払金	3,061	3,061	—
(3) リース債務 (1年内返済予定を含む)	329	326	△3
負債計	12,767	12,764	△3

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(注) 2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価は取引所の価格によっております。

(5) 敷金(1年内回収予定を含む)

敷金の時価は、契約期間を一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づき割引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務(1年内返済予定を含む)

リース債務の時価は、リース支払料の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注) 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表 計上額(百万円)
非上場株式	76

非上場株式については市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 4. 満期のある金銭債権及び有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,199	—	—	—
受取手形及び売掛金	8,518	—	—	—
未収入金	4,313	—	—	—
敷金	1,428	5,134	2,530	1,512
合計	22,459	5,134	2,530	1,512

6. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗・事務所等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を当該物件の耐用年数及び契約年数と見積もり、割引率は0.00%～2.18%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	2,816百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	161百万円
時の経過による調整額	24百万円
資産除去債務の履行による減少額	△33百万円
期末残高	2,969百万円

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、主に国内においてグループ企業に対する賃貸用建物等及び賃貸不動産を有しております。2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は11億53百万円(賃貸収益は「売上高」に、主な賃貸費用は「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上)であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価 (百万円)
当連結会計年度期首残高 (百万円)	当連結会計年度増減額 (百万円)	当連結会計年度末残高 (百万円)	
13,351	4,491	17,842	14,672

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
3. 当連結会計年度の主な増加額は新規出店による設備投資に伴う増加額4億23百万円及び賃貸設備投資に伴う増加額50億67百万円であり、主な減少額は減価償却に伴う減少額4億22百万円であります。
4. 当連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定評価によるものであります。なお一部の重要性がない不動産につきましては、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,827円10銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 159円06銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 158円46銭 |

- (注) 当社は、2019年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。
1株当たり情報の各金額は、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当期より譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」という)の導入を決議し、本制度に関する議案を2020年6月23日開催予定の当社第62期定時株主総会(以下、「本株主総会」という)に付議することといたしました。

(1) 本制度の導入目的等

① 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(社外取締役を除く)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役(社外取締役を除く)に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

② 本制度の導入条件

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2006年6月23日開催の当社第48期定時株主総会において、当社の取締役の報酬等の額は年額240百万円以内として、ご承認をいただいております。また、上記の取締役の報酬等の額の範囲内で、2012年6月26日開催の第54期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることについても、ご承認いただいております。本株主総会では、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額の範囲内にて、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額25.5百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本制度の導入に伴い、現行の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、既に発行済みのものを除き、当該報酬等の額の定めに基づく株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当ては行わないことといたします。

(2) 本制度の概要

① 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上述の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において定める。

また、金銭報酬債権の支給については、当社の取締役（社外取締役を除く）が、上述の現物出資に同意していること及び下記③に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として行う。

② 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数29,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の開催日から1年以内に割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で当該譲渡制限付株式の総数を適切に調整することができる。

③ 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとする。

イ. 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」という）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

ロ. 退任時の取扱い

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という）を当然に無償で取得する。

ハ. 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式 ただし、当該取締役が、任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

なお、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において、本項の定めに基づく譲渡制限の解除がされていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

ニ. 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合であって、当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点（上記の定めに基づく譲渡制限の解除が生じない場合には、取締役会が合理的に定める当該組織再編等の効力発生日に先立つ時点）において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

ロ その他有価証券

・市場価格のあるもの

当事業年度末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・市場価格のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

卸売部門については主として総平均法による原価法（貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算出しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～50年

構築物 2～50年

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（リース資産を除く）

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。2008年3月31日以前に契約をした所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度末の負担額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式で行っております。

② 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(6) 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、従来、一部の有形固定資産の減価償却方法について、定率法を採用しておりましたが、第1四半期会計期間より、全ての有形固定資産の減価償却方法について定額法へ変更しております。

この変更は店舗設備の標準化が完了し、資産の有効活用ができる環境が整ったことを契機に店舗設備等の資産の利用状況を調査した結果、工具器具備品等における急激な劣化はみられず、かつ、長期安定的な利用が見込まれるようになったため使用期間にわたり費用を均等に配分する方法を採用することが会社の経済的実態をより適切に反映する合理的な方法であると判断したことによるものです。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ379百万円増加しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額

有形固定資産

28,075百万円

(2) 偶発債務

(保証債務)

関係会社の債務に対し、次のとおり債務保証を行っております。

保 証 先	金 額	内 容
株式会社SOX・イエローハット	137百万円	買掛債務

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	19,502百万円
長期金銭債権	378百万円
短期金銭債務	3,785百万円
長期金銭債務	252百万円

(4) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価を行った年月日 2002年3月31日

② 再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に合理的な調整を行う方式で、また、一部路線価のない土地につきましては、同第3号に定める固定資産税評価額の倍率方式に基づき算出しております。

③ 再評価を行った土地の事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△962百万円

④ 上記③のうち賃貸不動産に該当するもの

△969百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売上高	65,651百万円
	売上原価	1,080百万円
	販売費及び一般管理費	6百万円
	営業取引以外の取引高	409百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	1,894千株	1,894千株	5千株	3,783千株

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 自己株式の数の増加は、株式分割及び単元未満株式の買取りによる増加分であります。

3. 自己株式の数の減少は、新株予約権の権利行使による自己株式の処分によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

項 目	金額（百万円）
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
賞与引当金	44
貸倒引当金	758
関係会社株式	227
投資有価証券	2
退職給付引当金	19
減損損失	1,150
未払事業税	110
資産除去債務	906
その他	235
土地再評価差額金	671
繰延税金資産小計	4,128
評価性引当額	△2,646
繰延税金資産合計	1,482
繰延税金負債	
資産除去債務に係る除去費用	△429
固定資産圧縮積立金	△192
その他有価証券評価差額金	△105
特別償却準備金	△33
譲渡損益の繰延（譲渡益）	△4
繰延税金負債合計	△766
繰延税金資産の純額	716

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、賃貸借契約に係る建物をリース契約により使用しております。

なお、リース取引開始日が2008年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引は、以下のとおりであります。

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 (単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建 物	1,413	1,413	—
合 計	1,413	1,413	—

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	178百万円
1年超	82百万円
合計	261百万円

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	資 本 金 本 出 資 ま 金 出 資 資 金 (百万円)	事 業 内 容 の 主 要 な 業 務 (被所有) 割合(%)	議 決 権 等 の 所 有 割 合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
					役 員 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
法人主要株主	株式会社 幸栄企画	45	不動産業	(13.6)	—	不動産賃借	不動産賃借	93	敷 金	153

(2) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	資 本 金 本 出 資 ま 金 出 資 資 金 (百万円)	事 業 内 容 の 主 要 な 業 務 (被所有) 割合(%)	議 決 権 等 の 所 有 割 合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
					役 員 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
子会社	株式会社 SOX・イエローハット	30	二輪車及び二輪車用品等販売	100.0	—	運転資金貸付	貸付に対する利息	16	短期貸付金	2,626
子会社	株式会社 トレッド・イエローハット	50	カー用品等販売	100.0	役員の兼任1名	運転資金貸付	貸付に対する利息	8	短期貸付金	1,465
子会社	株式会社 ジョイフル	72	カー用品等製造販売	100.0	役員の兼任1名	商品の販売業務受託	商品の売上業務受託費	8,425 283	売 掛 金	806
関連会社	株式会社 ホットマン	1,910	カー用品等販売	15.5 (0.3)	—	商品の販売及び不動産賃貸	商品の売上不動産賃借	10,148 457	売 掛 金	791

- (注) 1. 取引金額及び期末残高は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 取引金額には、消費税等は含まず、残高には消費税等を含んで表示しております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価格を勘案し、両者の協議により決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,692円79銭
(2) 1株当たり当期純利益	136円69銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	136円18銭

- (注) 当社は、2019年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。
1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当期より譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という）の導入を決議し、本制度に関する議案を2020年6月23日開催予定の当社第62期定時株主総会に付議することといたしました。

詳細については、「連結注記表9. 重要な後発事象に関する注記」をご参照下さい。

10. その他の注記

該当事項はありません。